

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始



350

34

理髮要論 全

消毒の取除法

警視廳第三部長
醫學士
警視廳警視

栗本勝序
池端清武校
長內儀作著

理髮要論 全

消毒と取締法

東京

城南衛生學會發兌



序

本書は題して單に『理髮要論』といふと雖も、取
てこれを見るに、先づ筆を傳染病々原體の性
狀に起し、次で傳染病の本態を説き其豫防消
毒の方法に及び、轉じては理髮營業に關する
法規を解釋し、更に理髮衛生の理論と實施と
を叙し、終に警察科罰の説明を以て編を結べ
り、著者の用意や周到なりといふべし、爾も
其記する所繁に過ぎず簡に失せず、平易流暢
なる行文と相俟つて人をして一讀善く諒解せ

しむるに足る、洵に當業者絶好の指針たると共に、亦た意を衛生に用ゆる者の須らく翻讀を要するものとなす、偶々著者の序を乞ふに會し喜んで卷首に一言を題すと云爾

大正二年四月

醫學士 栗本庸勝

理髮要論目次

緒言.....一

第一編 傳染病概念.....八

第一章 病原體.....八

第一節 微生物.....八

第二節 微生物の分類.....九

第三節 植物性微生物の分類.....一〇

第四節 細菌の分類.....一一

第五節 細菌の構造.....一二

第六節 細菌の生活要件.....一三

目次

第七節 細菌の死滅……………一五

第二章 傳染病患……………一六

第一節 傳染病の分類……………一六

第二節 自然の防禦組織……………一八

第三節 感染の要件……………一九

第四節 發病の原因及病原體排出……………二一

第五節 傳染の徑路……………二二

第三章 各種傳染病……………二三

一 肺結核……………二四

二 ペスト……………二四

三 ジフテリア……………二五

四 猩紅熱……………二六

五 梅毒……………二七

六 麻疹……………二八

第四章 消毒……………三〇

第一節 理學的消毒法(燒却、蒸氣、煮沸、乾燥、日光消毒)……………三〇

第二節 化學的消毒法(藥物消毒)……………三三

一 石炭酸水の製法、用法……………三三

二 昇汞水の製法、用法……………三七

三 生石灰の製法、用法……………三八

四 「フォルムアルデヒド」瓦斯製法、用法……………三九

五 格魯兒石灰の製法、用法……………四二

六 クレゾール水ノ製法、用法……………四三

目次

三

七	加里石鹼の用法	四二
八	「フオルマリン」液の製法、用法	四四
九	炭酸曹達液の製法、用法	四五
第二編 理髮營業取締規則釋義		
第一章 總說		
第一節	規則の精神	四六
第二節	規則の形式	四六
第三節	規則の效力	四七
第二章 營業		
第一節	營業の意義	四九
第二節	理髮營業の意義	五〇

第三節	開業及廢業	五三
第四節	雇人、助手、徒弟	五八
第五節	從業禁止	六〇
第三章 組合		
第四章 清潔方法及消毒		
第一節	清潔方法	六七
第二節	消毒	六八
第五章 當該官吏の検査		
第六章 處罰		
第三編 東京府稅取締規則釋義		
一	開業届	八四

二 異動届	八五
三 廢業届	八六
四 罰則	八七

第四編 拘留科料の處分及救濟手續 九三

第一章 總說	九三
第二章 拘留科料の即決處分官廳	九三
第三章 即決處分手續	九六
第四章 保證金假納金及留置竝に換刑	九六
第五章 救濟方法	一〇二
一 正式裁判請求期間	一〇二

二 正式裁判請求の方法	一〇四
三 正式裁判と留置解除	一〇六
四 正式裁判に於ける無罪と留置關係	一〇七
第六章 即決處分の刑の執行	一〇八

附

理髮營業取締規則	一一
東京府稅取締規則(拔書)	一一五
警察犯處罰令	一一〇

理髮消毒法目次終

目次

理髮要論

長内儀 著作

緒言

一 理髮と公衆衛生 理髮は公衆衛生殊に傳染病と頗る重大の關係を有して居る、其如何なる事由に於て然るやは、本論に於て説述すべきも、此事は決して輕々に看過すべき事柄ではない

惟ふに昔は傳染病の何たるを解せず、従つて之が豫防方法も知られて居らぬ爲め、流行病として之を恐るるの外殆ど何等の

注意を拂はなかつたのであるが、醫學の進歩したる今日に於ては、傳染病の特質及之が傳染の經路並に豫防の方法も明になつて、若し此豫防方法を完全に講ずるときは傳播せぬことに定まつて居るので、衛生家は熾に之を稱導することになつたのである、而して此醫學上の研究に依つて理髪も亦傳染病殊に皮膚傳染病傳播の經路を爲して居ることも明になつて居ると共に此經路杜絶の方法も明になつて居ります、經路杜絶の方法とは即ち消毒のこととて此消毒てう方法を以て、理髪より來るべき傳染病傳播の豫防を爲すことが出来るのであるが、若し其方法を怠るか又は其方法宜しきを得ざるときは、病毒は理髪の經路に倚つて公衆を襲ひ來るのであるから洵に寒心すべきことである、如此理髪と公衆衛生とは重大なる關係に立ちて決して等閑に付す

べからざる問題たるが故に、當業者は勿論一般公衆も亦深き注意を要するのであります

一 理髪と消毒法 前述の如く理髪が傳染病傳播の一經路を爲すと共に、消毒方法に依て之を豫防し得る次第ではあるが若し當業者に於て消毒さるべきものの本體並に性質乃至各種消毒法の效用如何の概要を知るにあらざれば、其の消毒の實施は形式に流るるを免れざるのである、而して其の消毒さるべきものの本體は各種傳染病の病原體たるは勿論なりとは云ふものの此病原體は傳染病の種類に依り各特異の性質を有するので、傳染の状態も必ずしも一樣で無いと共に豫防消毒の方法も亦多少趣を異にする點があるのである、之れ等の事柄を詳細に知らんと欲せば、細菌及傳染病學の知識に俟たざるを得ざるのみなら

ず而も各種消毒方法に至つても亦理學及化學の力を藉らざるを得ざるのであるから、豫防消毒のことは決して一朝一夕にして知得せらるべきものではないので頗る困難である、去りながら公衆衛生と重大なる關係を有する以上理髮業者は出來得る限り研究を積み豫防消毒上遺憾なきを期する業務上の責任があると信ずるのであります

一 理髮消毒と取締規則 若し夫れ一般の衛生思想が發達し消毒上の知識が進歩して居るならば、傳染病豫防を主なる目的として居る理髮營業取締規則の如きは殆ど必要を認めざるものとも云ひ得るのである、然しながら現今に於ける我國一般の衛生思想はさまで進歩したりと云ふを得ざるの實況である、全體の結構よりすれば、理髮營業取締規則は公力を以て營業者

を紀律せんよりは、寧ろ消毒方法を公示して營業者の責任上執るべき手段を訓へたものである、學理的には説明を與へては居らぬが、具體的に各場合の方法を示して居る、營業者は之れに據つて消毒を爲せば間違を生ずる虞がないので、規則なるものは又頗る親切を極めたものと云ふべきである、營業者たるもの宜しく規則の趣旨を體して其規定を守るべきは勿論、進んで消毒實行の方法を講究し形式に陥らざる様努むべきではあるまいか、是れ獨り公德に關する問題たるに止らず又以て華客の眷遇に酬ゆる所以の重要な道と思惟するのであります

一 法の威力と理髮業者 法治國の民としては凡て法の大體の觀念を必要とするは云ふ迄もないことではあるが、殊に特別の營業を爲すか故に特種の法の支配を受くるものは、せめ

て其の立場に關係する規則を了知すると共に、其の規則が如何なる強制方法を有するかを研究し置かざれば、時として奇禍を蒙ることを免れざるのである、理髮營業取締規則の内容乃至根本的精神のある處は兎も角として、嚴個たる一の國法である上は、當業者は之れに準據せざれば、毎に法規違反の責を免るることを得ざるのである、而して此規則の執行は警察に依つて行はるるから、従つて警察が法の爲めに採るべき最後の強制手段は何んであるか、然して之れに對して如何なる救済方法があるかを知るは、法を守るものゝ必要なる事柄であります

凡そ法の最後の手段は強制執行である、強制執行の手段は種々あるも、科罰も亦其の一手段として行はるるのである、而して警察が法を執行するに採るべき最後の手段として多く此刑罰

を適用するのであります、加之警察は輕微なる犯罪に付ては刑罰法を適用して科刑處分の權能を有して居るので、一般國民に最多く適用せらるるは此警察處分である、故に國民たるものは此警察の刑罰處分の性質及其手續並に救済方法を知り置くは必要なることであります、殊に理髮營業取締規則の刑罰は皆警察處分に依つて行はるるのであるから、當業者としては取締規則と共に須く知らざるべからざることゝ信ずるのであります

一 理髮と本書の各編 著者は平素如上の論旨を抱懐するのである、目次に示すが如く本論に入り之を四編に分ちて説述せるも、亦一は斯の説論を主張する資材を明にせんとしたのである、勿論一小冊子の解きて詳ならざるは著者自ら遺憾とする處なるも、諸者は各編載する處を以て其の意の存ずる處を察

し之を要目として更らに研究を進められんことを祈るのであります

第一編 傳染病概念

第一章 病原體

第一節 微生物

各種の傳染病は皆微生物と云ふ最形の細小なるもの、作用に依つて發するのであります、此微生物は肉眼では見られませぬ顯微鏡に依つて始めて認むることが出来るのであります、皆生き物であるから大なる生き物と同じ様に營養分をとつて育ちますれば、亦死にもするのであります、故に之を有機小體とも申します、此の有機小體の或る物が吾人の身體の都合のよい部

分に入つて繁殖し、其の繁殖に依つて吾人は病氣を發するので之を病原體と云ひます

第二節 微生物の分類

微生物には澤山の種類がありますが、大別すれば植物性のものと動物性のものと二つになります、植物性微生物は最下等の植物で動物性微生物は最下等の動物であります、植物でも動物でも下等になり次第に殖へ方も早ければ死に易くもありません、これは動物でも人間と獸類と蟲類と比べて、植物でも梅や松と草や苔と比べて考へて見れば想像が付きます

人間の傳染病に罹るのは、此死に易くもあり、殖へ易くもある微生物に宿を貸して苦めらるゝのであります、普通微菌と云ふのは植物性微生物のことを云ふのであるから次に説明します

第三節 植物性微生物體の分類

植物性微生物體は、大別して絲狀菌、芽生菌、分裂菌の三つに
なります

- 一 絲狀菌は普通、微と云ふので、糸の様な状をして居ります、
餅などに生ずる黴は此絲狀菌の一種であります、澤山の種類
の中には人間の皮膚病を發する病氣の原に爲るものがありま
すが、重き病氣の原とはなりません
- 二 芽生菌は殖へるときに一つの菌に胞の様なものが出來て其
胞は大きくなつては母菌となつて又胞をてかすと云ふ様な殖
へ方をするのであります、酒の醱酵するのは、此の種類の菌
の作用であります
- 三 分裂菌は一つの菌が二つに分れ、其一つは又分れると云ふ

様な殖へ方をするのであります、普通細菌と云ふは此分裂菌
のこととて人間の爲めに最恐るべきものであります

第四節 細菌の分類

- 細菌は又球菌、桿菌、螺旋菌の三つに大別されてあります
- 一 球菌は球狀菌とも云ふて圓き形を爲して居ります、球菌に
双球菌と云ふて二つ宛並んで居るものもあり、連鎖狀球菌と云
ふて圓いのが幾つも續いたのもあれば、葡萄狀球菌と云ふ
て葡萄の様になつたのもあり、四連球菌と云ふて四つ宛(oo)並
んだのもあり、八連球菌と云ふて四連球菌を二つ集めた様な
ものもあります
 - 二 桿菌は細長くして桿の様な形をして居るもので桿狀菌とも
云ひます

三 螺旋菌は螺旋の一部分の様な形をして居ります、其の中で螺旋の切れぐになつて「コンマ」の様な形のもを「コンマ」状菌と云ふて居ります

第五節 細菌の構造

人間に骨あり肉あり皮があると同じ様に、如何に小さな細菌でも皆それぐの構造があります

第一に原形質と云ふて濃厚な液體の如きものがあります、之れは細菌の本體であります

第二に其原形質の外を包んで居る被膜があります、此二つで内と外が出来上つて居ります

第三に鞭毛と云ふて極く細き毛の足の如きものを有つて居るのがあります、目に見えぬ細菌が亦それよりも細い毛足を有つ

て居るのであります、此鞭毛の無いのもあります、鞭毛は運動するはたらしきをするのであります

第四に芽胞と云つて種の如きものを有つて居るのがあります、芽胞は中々死にませぬ、百度の熱に一時間あはしても死なぬものがあります、然し流行する「コレラ」、赤痢と云ふ様な傳染病の菌に芽胞のあるのはありませぬ

第六節 細菌の生活要件

一 細菌も生きものであるから營養分が必要であります、多くの細菌は蛋白質と、糖分と、鹽類と、水とが必要になつて居る

二 空氣がなければ多くの細菌は育ちませぬが空氣の無い處に育つのもあります、前のを好氣性細菌と云ひ、後のを嫌氣性

細菌と云ふてをります嫌氣性細菌は空氣があれば死にます
三 細菌が生育するには温度が必要であります、温度は細菌の
種類に依つて差があります、病原菌とて病のもとになる菌は
高い温度を要するので、三十五度から三十八度位の温度には
よく育ちます、四十一度以上の温度では育つことは出來ず、
十五度以下でも育ちませぬ、只例外に、ペスト菌は五度以下で
育ちます、病原菌でない細菌は高い温度では育ちませぬ、低い
温度に育ちます、然し五度以下では育ちませぬ
細菌は右に述べた様に、發育するに必要な要件がありますが、
最もよく細菌に適した温度と營養分があれば、二十分間に一
つ宛殖えて行くから、十二時間の内に一つの親があれば三百
四十位になる譯であります

第七節 細菌の死滅

細菌も生き物であるから死にます、芽胞あるものは細菌が死
んでも芽胞が死せずに居ることがある、細菌の死する場合は次
の通りであります

- 一 熱に死にます、芽胞なきは六十度の熱に三十分間あへば死
し、芽胞あるものは百度の熱に一時間以上あはねば死にませ
ぬ、例外で五分間か十分間に死ぬるものもあります
- 二 寒冷には氷點下一一三度になつても死にませぬ、寒氣には
よく堪へます、然し温めては極く冷めたくすることを繰り返
せば死ぬるのである
- 三 乾燥されて水分少しもなくなれば死にます、普通三時間位
乾燥した場所に置けば死にますが、芽胞は死にませぬ

四 日光にあへば大抵二三時間にて死にます、然し直接に受くる日光でなければ死にませぬ、又芽胞は日光に逢ふもなかなか死にませぬ

五 化学的にも死にます、化学的とは薬品のこととあります、薬品で殺すことは章を更めて述べます

第二章 傳染病患

第一節 傳染病の分類

傳染病の發するは、細小にして目に見えぬ生物の爲めなること及び凡ての生物は悉く病原となるにあらざるとは已に述べました、然し病原になる生物も非常に多いので、殊に細菌に多いのであります、其病原になる生物の種類に依つて病氣は皆異なるのであります、其の種類を擧ぐれば、コレラ、赤痢、腸チフス、

結核、破傷風、丹毒、梅毒、麻疹、疥癬、白癬、狼瘡や、俗に云ふ臺灣坊主や其の數は計へきれぬ程あつて、それは皆別々の種に因つて發するのであります、斯の如く多數の傳染病がありますが先づこれを二つに分けるのであります

一 は急性傳染病と云ふて、病にかゝれば全治するか死するか迄の経過が極めて急速なる病氣であります、流行するコレラ「セキリ」、「ペスト」、痘瘡、「腸チフス」、發疹チフス、「バラチフス」、「猩紅熱」、「ジフテリヤ」等を云ふので、普通傳染病と一口に云ふのは之であります

慢性傳染病と云ふて、全治するにも死するにも結着し見る迄には、永い月日の経過をとる病氣であります、結核病、

一八
微毒、癩病などで、此の方が種類は多いのであります

第二節 自然の防禦組織

病原體が、吾人に觸れても吾人の身體には自然に防禦すべき組織があります

其一は粘膜で口中、胃腸、呼吸器の内部等にある粘膜は或る程度迄は病毒に抵抗する力があります、健全なる間は容易に病毒に侵されませぬ、然し組織が弱つたときには直ぐ侵さるゝことになります

其二は皮膚であります、皮膚に創傷がなければ、大抵の病毒は侵入が出来ませぬ、「ベスト」の如きは皮膚からも入るのであるが、全く皮膚に創傷がなければ容易に入れませぬ、然し創傷があれば種々の病毒は侵入するのであります、理髪のときに

剃刀で毛を剃れば、皮膚が荒されて居るから、此ときは餘程危険であります、規則で一客毎に道具を消毒さするは此爲めと思はれます

其三に分泌液も防禦します、例へば胃中にある鹽酸は、コレラ菌を殺します

其四に血液の中にも免疫素と云ふものがあつて、血の中に入り来る病菌を殺し、又白血球と云ふものもあつて血の中に来る細菌を殺すのであります

第三節 感染の要件

傳染病に罹るわけは左に述べます

第一に前節に述べた抵抗の組織が弱はりしときに、病毒が來れば直ぐ病氣になります、人は衰弱するとか、營養不充份であ

るとか、精神を使ひ過ぎるとか、酒を多量に飲むとかして、
身體の組織が弱はつて居るときには、傳染病にかゝり易い
てあります

第二に病原菌の多い少いは、病氣になるならぬの問題になりま
す、多いただけ防ぎきれずに發病するのであります、然し場合
に依つて少くとも病氣にならぬと限られぬのは勿論でありま
す

第三に病毒はそれ／＼の種類に依つて、適當なる場所に行かぬ
ば繁殖せぬ故、其處に至らぬ間は發病しませぬ、病毒には種
類に依つて呼吸器に入るのと、消化器に入るのと、皮膚より
入ると、各身體に入る場所と繁殖する場所とが異なるもの
てあります、然し其の中には皮膚からも、消化器からも、來る

のが無いでもありませぬ

第四節 發病の原因及病原體排出

病原體前に説明したる病氣の種、生物が、身體の適當の處に入り込めば其處
で繁殖する、其時毒素が出来る、其毒素が身體に廻はるから、
病氣になるのである、破傷風の如きは傷の處に居るばかりで、
他へ移らぬでも毒素を、身體に送るから、病氣になるのである
丹毒の如きは侵入した部分から續いて周圍に擴まるばかりであ
るが、毒素は身體にまはりまらず、腸チブスは腸ばかりでなく、
菌は血の中にも入ります、ペストも菌は全身に廻ります、コレ
ラ、ジフテリアの菌は全身に廻りませぬ、菌が廻はらぬでも
毒素が廻はることは前に述べました

故に患者が病原體を體外に排出するに、其局部から出すのと、

其の他の部分からも出すのとあります、大便、小便、咯痰、濃汁、血液など様々であります

第五節 傳染の徑路

- 一 患者より直接に傳染することもあります
- 二 衣類に病毒が附着して、これから傳染することがあります物により氣候にもよるが、病菌は二三月間は生きてをります、結核菌の如きは半年一年は死にませぬ
- 三 玩具器具にも病毒が居る、ジフテリア菌などは半年位生きて居る
- 四 食物も傳染の媒介なることは云はずもである
- 五 水も同様である
- 六 土地に病菌が入り込めば、地質氣候にもよるが三四ヶ月か

半年位生きて居るから危険なのであります

- 七 虫も病毒を持ち廻ります
 - 八 空氣、病原體が乾燥されて空氣中に飛ぶことがあるから危険です、然し何時迄も飛んで居りませぬ、三四時間で地面の上落到るのであります
- 又乾燥されぬでも結核菌などは、患者の咳と共に飛び出して矢張空氣中に飛んで居ります、然しこれも三時間位で地上に落ちます

第三章 各種傳染病

本書は各種傳染病の中肺結核、「ペスト」「ジフテリア」、猩紅熱、微毒、痲病だけを述べます

一 肺結核

三

イ病原體 桿菌の種類で少しく曲り細長き形をしております

ロ傳染 空氣中にある菌を呼吸するにより傳染す

ハ豫防 患者の咯痰を乾させること、唾壺に水を入れるは此爲めてあります

患者の咳嗽、大聲には泡沫(ハ)出づ、泡沫と共に菌は空中に飛散する故近寄らざること

ニ治療 初期に診断して適當に療治すれば全治します

二 ベスト

イ病原體 桿菌であります

ロ傳染 「ベスト」に「腺ベスト」、「肺ベスト」、「皮膚ベスト」、「腸ベスト」の四つあるが、「肺ベスト」は患患の咳嗽の際出づる泡沫に

菌か混り、空氣中にあるを呼吸するに依つて傳染す

ハ豫防 「肺ベスト」にあらざる他の「ベスト」は鼠よりすること多し、鼠を征伐するのが肝腎であります

ニ治療 血清注射治療の方法がありますが、效能未だ確てないとのことです

三 「デフテリア」

イ病原體 桿菌であります

ロ傳染 乾燥して空氣中に飛散するを呼吸するか、患者の唾の飛沫にあるを呼吸して傳染します、小供に多いのであります

ハ豫防 患者を隔離する外ありません

ニ治療 血清注射療法があります、早く注射すれば死ぬこと

四

はない位です、遅れては效能がありません、聞く處に依れば發病の日に注射して死せしものなく、二日目に注射したものは百人に一人は死し、三日目の注射では百人に三人から五人位まで死んだとのことです、血清の賣る代價は一號は六十錢、二號は一圓、三號は一圓五十錢とのことです、一號は輕症に三號は重症に注射するのであります

四 猩紅熱

イ病原體 未だ判明しておりませぬ

ロ傳染 病毒を呼吸して傳染するのであります(此病は發疹の時、其發疹が乾いて落ちて飛散して呼吸されて傳染するのであります)

ハ豫防 發疹の落ちたのを散亂せぬ様にするのです

ニ治療 特別の方法はありませぬ

五 微毒

イ病原體 「スペロヘーテ」とて螺旋狀の微生體であります

ロ傳染 直接に傳染する場合は性交の際に於ける傷所よりするのと、接吻のときとか又は其の他の傷口よりするときと、あります

間接の場合では「ハンケチ」の類を使用して其物に附いて居るのから傳染することがあります

胎兒には胎盤を経て傳染します

此病は皮膚に傷かなければ傳染しませぬ

ハ豫防 局部を清潔にして置くこと、遊をせぬこととであります

交接のときの豫防薬として左のものがあります

「ナイセル、ジールベルト氏薬」之れは塗る薬であります
道具には「ルーデサック」があります、「コンドーム」と云ふても
解ります

ニ治療 學說上一期、二期、三期と分けて醫家が云ふてお
ります、早く療治をすれば全治します

六 痲病

イ 病原體 球菌であります

ロ 傳染 性交により傳染す 手巾等の物を使用して傳染す
ることがあります、小兒に此患者あるのは父母の手が媒介
するのであります

ハ 豫防 微毒と同じく遊をせぬのは第一であります
薬品には性交後尿道口に點滴する硝酸銀、「プロタルゴール」

などがあります

性交前に塗る薬品では「ワゼリン」、「ラノリン」などあります
が、性交後洗ひ落さねばなりません

「ルーテサック」は豫防になります

ニ治療 早く療治すれば三週間位で全治します、慢性になれ
ば中々治癒させぬ

七 其の外種々の傳染病があります、皮膚傳染病ばかりでも少
くないものであります、病氣の説明をするのは本書の目的
でなく、先づ斯様のものであるとの大體のことを説明する爲
めに過ぎぬのでありますから、其他は略します、深く研究す
るには別に専門の著述を調べられんことを希望します

第四章 消毒

消毒とは傳染病の原になる病原體即ち病毒の撲滅方法を謂ふのである。其の方法に二つあつて一を理學的消毒法と云ひ、一を化學的消毒法と云ひます。化學的消毒とは藥物消毒のことてあります。

第一節 理學的消毒法

理學的消毒法とは左の方法を謂ふのである。其の方法及之れに關する注意すべき事柄は、各場合に付て説明します。

- 一 焼却 焼き棄て、差支の無いもの、即ち安價にして惜くないもの、消毒には、一番安全な消毒法であります。
- 二 蒸汽消毒 之れは流通蒸汽として一方から蒸汽を送り、一方

から少しづつ出すべき仕掛にして、成るべく消毒器中の空氣を逐ひ出し、消毒器の中は一時間以上百度餘の濕熱にして、置くのであります。消毒器の中の溫度を高むる爲めに、外部から強く熱する仕掛にすれば中の蒸汽は乾燥するので効力が弱はりますから、心得置かねばなりません。

蒸汽消毒には革類、革製品、塗漆器、護謨製品、毛皮、角製品、糊附品、象牙、鼈甲、セルロイト製品その他消毒中他物に染色の恐ある物並に破裂すべき物品、高價の品などは避けねばならぬ。

- 三 煮沸消毒 之れは水を沸騰させて消毒すべき物を煮るのであります。煮沸は容易に百度の溫度になりませぬが、九十五度位の熱で一時間以上煮れば消毒が出来ます。

煮沸消毒には食器などが適しますが、蒸気消毒に禁じてあるものは矢張煮沸消毒にもいけません、又剃刀、剪刀、バリカンの如き刃物は避けねばなりません

四 乾燥熱消毒 之れは百六十度以上の熱で三十分間以上やらねば、完全なる消毒の効がないことになつて居ります、金物の消毒にはよいのでありますが、刃物は避けねばならぬ、今日では多く用ひられぬ方法であります、傳染病消毒方法と云ふ規則がありますが、其の規則にも此の方法は認めて居りませぬ

五 日光消毒 之れも規則には認めて居りませぬが、日光で消毒する方法であります、直射日光二三時間で、如何なる病毒も死する譯であります、只此方法の困るのは日蔭になつた部

分は消毒されぬことである、故に他の方法で消毒の出来ぬ場合は限り應用すべきものであります

第二節 化學的消毒法(藥物消毒)

藥物消毒には種々ありますが、取扱上危険の多いもの又は高價のものは、一般に使用することが困難であります、故に比較的安價で取扱上にも危険の少ないものを用ひねばなりません、左に規則で認めてある消毒薬の製法及用法を説べます

一 石炭酸水 日本藥局方の石炭酸は、無色或は微に紅色を帯ぶる長さ尖銳の結晶體で、特異の臭氣があります、石炭酸水は此石炭酸を二十倍に溶かして、使用するのであります、其の二十倍に溶くに單に水で溶くのと、他の藥品を入れて溶くのとありますから、區別して説明します

イ 石炭酸に氷のみを入れて溶く法

之れは先づ「ビン」の栓を開いて、温る湯の中に入れて置けば、石炭酸は自然に溶けるのであるから、之れに十九倍の水を入れ、能く振盪して溶くのであります、若し石炭酸が五匁であるならば、水九十五匁を加へるのである、解りよく云へば、石炭酸一合に水一升九合を入れて二升にするのである、注意すべきは石炭酸の「ビン」を直接に火に近けぬこととあります、急に熱を「ビン」に加ふれば破碎します

ロ 石炭酸に「グリセリン」又は酒精を加へて溶く法

石炭酸が温る湯で溶けたならば、之れと同じ量の「グリセリン」か酒精を加へて置くのであります、此「グリセリン」か酒精を加へて置けば、後に水を加ふるときに溶け易くはありますが、

石炭酸の消毒力を減ずると云はれて居るから、之れ等の薬品を加へてはなりません、即ち此溶き方はやらぬことにするのであります

ハ 石炭酸に鹽酸を加へて溶く法

之れは石炭酸五分に、鹽酸一分を加へ、之れに水九十四分を加へて、溶くのであります、故に石炭酸一合ならば鹽酸二匁を加へ、水一升八合八匁を加へると云ふ割合になります、今見易い爲めに右に述べた割合を表にして示します

石炭酸量	水和薬品量	水 量
五 匁	一 合	九十五匁
一 合	一 ポンド	一升九合
		一升七合位

五分	鹽酸	一分	九十四分
一合	鹽酸	二勺	一升八合八勺
一ポンド	鹽酸	<small>一ポンドヲ五ツ 二分ケタ一ツ</small>	一升七合位

割合は右の如しとして、使用方法を左に述べ

イ 水のみで溶きしものは、凡ての消毒に使用して差支へありませぬ、糞便吐瀉物を消毒するには糞便吐瀉物の量と同じ量の石炭酸水を入れるのである、故に之れ等の物が一升あれば二十倍の石炭酸水を一升入れるのである
衣類其の他を浸漬して消毒するには六時間以上浸して置けと傳染病消毒法と云ふ規則に書いてあります、然るに、理髮營業取締規則には、二十分間以上浸して置けと書いてある、前の方は大丈夫の上に大丈夫の處を云ふたのであるが、後の理

髪の方は少し手輕にせねば營業者が困ることを斟酌したのであります、完全に石炭酸水が行きわたれば二十分間で消毒が出来ます

□ 鹽酸を加へたものは糞便吐瀉物等の蛋白質を打ち毀はして其の中の病毒まで殺す力を持つて居る、其の方には至極都合がよいのである、鹽酸が入らずに單に石炭酸のみでは蛋白質に包まれてある病毒が死に難いのであります、然し此鹽酸を入れて溶かしたものは、衣類などの消毒も出来ず、手足の消毒も出来ませぬ、それは鹽酸でやけるからであります
石炭酸水を使用するには其の都度振つて用ひねばならぬ

二 昇汞水 之れは昇汞を千倍に溶かして使用するのである、鹽酸を加へて溶きます、割合は、昇汞一、鹽酸一〇、水九八

九てあります

昇汞水は金物と飲食器との消毒に使用されませぬ、昇汞は毒で其の上金物をくさらすからであります

三 生石灰

イ 生石灰末 之れは生石灰に少量の水をそそげば粉末になります

生石灰末は使用の際に作らねばなりません、元來生石灰は永く空氣にさらせば、風化して炭酸石灰と云ふものに變して消毒の力がなくなります

生石灰末は吐瀉物其の他の排泄物(糞便の類)溝渠等の消毒に用ゆべきものである、之れ等の物を消毒するには消毒さるべき物の五十分の一の生石灰末を入れて、かきまぜるのであります

す、故に糞便の量が五斗あれば一合餘の生石灰末を入れるのである

□ 生石灰乳 之れは生石灰一分に水九分を段々に加へ、能くまぜて作るのである、生石灰乳も生石灰末と同じ物の消毒に用ゐるのであるが、糞便等の量が四斗あれば生石灰乳一斗を入れねばならぬ、即ち消毒さるべき物の四分の一の量を要するのである

生石灰乳も生石灰末と同様使用する際に作らねばならぬ、而して使用する都度能くかきまぜて用ゐねばなりません

四 「フォルムアルデヒッド」瓦斯

「フォルマリン」を蒸發せしめて此瓦斯を作り、消毒すべき物品を瓦斯氣中に置くのであります

日本薬局方「フォルマリン」は澄明無色の液で、鼠透臭のある薬品であります。

密閉し得る造りの建物でなければ、此瓦斯消毒が出来ませぬ、瓦斯が出来て後七時間其儘にして置いて、後に戸や窓を開いて、空気を入れ換へるのであります。

理髪營業取締規則には二時間としてあります、之は函を作り函の中で瓦斯を起してやるから、割合に早く消毒が出来る故であります、函でも密閉の出来る函でなければなりません。此瓦斯消毒法は、只瓦斯ばかりおこしても水蒸気を瓦斯に含ませねば消毒が完全に出出来ませぬ、「フォルマリン」四十瓦を蒸發せしむるなら、水百瓦を蒸發せしめて水蒸気を含ませる方法になつております、然し建物に大小あり、函にしても大小

があるから従て瓦斯のおこし方も多少の差がなければなりません、法は百立方尺の函ならば「フォルマリン」四十瓦と水百瓦を蒸發させることになつて居ります、百立方尺と云へは十尺四方あるのであります、此割合よりすれば、横二尺、高一尺二寸五分、奥行一尺の函で消毒するに、一瓦の「フォルマリン」と二瓦半の水を蒸發さすればよい譯であります、若し六十度位の高い温度で、函の中を温めて置けば、二十分間で消毒が出来ます、高温なれば消毒がすみやかなのであります。

注意すべきは、水蒸気が多くとも差支ありませんが、函の中が温くとも外部の空気が冷たければ中の水蒸気が水になります、それ故外の寒気に直ぐ中の冷へる金屬で函を作るのは考

ものであります、「フォルマリン」の中には「フォルムアルデヒッド」が三割から四割含んで居るから、通常三割四分と見込んで使用するのであります、「フォルマリン」の中の「フォルムアルデヒッド」だけが消毒の力があるのであります

此瓦斯消毒は何品物でも消毒するに適します

五 格魯兒石灰 (ルグロ石灰) は格魯兒石灰五と水九十五の割合て作ります

生石灰乳と同じ効用があります

六 クレゾール水 これは水九十四とクレゾール石鹼六の割合て作るのである、石炭酸水と同じことに用ひます

七 加里石鹼 (一名綠石鹼) は水九十七と加里石鹼三の割合て使用します、消毒力は他の薬品よりも弱いのであります、七十

五度位の熱を加へて使用するのがよいのであります

右に説明した消毒薬は凡ての傳染病の消毒に使用し得るのであります、傳染病豫防消毒方法にも此薬を使用する様に定めてあります

此外にも硼酸、「サルチルサン」、硝酸銀等の消毒薬があります、代價が高いから一般には使用されませぬ

酒精 (アルコール) も強い消毒の力がありますが、これも價が高く、一般の消毒には使用しかねるのであります、酒精で消毒するには純粹の酒精八十に水二十位を加へて使用すれば最もききめがあります、水が入れてなければききめが薄いのであります、然し餘り水を入れ過ぎては消毒の力がなくなります、次に理髮營業取締規則には特別の消毒薬が定めてあるから、左に説明し

ます

八 「フオルマリン」液(百分中一のフオルムアルデヒッドを含むもの)

「フオルムアルデヒッド」瓦期消毒法に説明した通り、「フオルマリン」には三割四分位の「フオルムアルデヒッド」が含まれてあるから、「フオルマリン」一分に水三十四分を加へて溶けば、百分中一分の「フオルムアルデヒッド」を含むこととなるのであります、故に一合の「フオルマリン」に三升四合の水を加ふることになります

「フオルマリン」は暗い處に置かねばなりません、又口は堅く密閉して置く必要があります

「フオルムリン」液で剃刀、剪刀、バリカン、櫛、ブラツシユ等各種の理髪器具が消每されます

規則では理髪道具を二十分間之に入れて置けとしてあります

九 炭酸曹達液(百分中五分の炭酸曹達を含むもの)

規則が器具の洗滌薬としてあるのは、此薬は消毒の力を有つて居るからであります、炭酸曹達五匁に九十五匁の水を入れて溶けば、規則に云ふ炭酸曹達液となります、此割合を表に示せば左の如くなります

炭酸曹達量

水の分量

五 匁

九十五匁

五 匁

約四合

十 匁

約八合

日本薬局方炭酸曹達は無色透映の結晶體であります、其の白色となつたのは風化したものであります

此薬は金物が錆るから此薬を使用したならば水でよく洗はねばなりません

第二編 理髮營業取締規則釋義

第一章 總說

第一節 規則の精神

理髮營業取締規則は十一ヶ條より成り上り、營業の手續は勿論罰則の規定もありますが、規則の根本的精神は傳染病傳播の豫防を爲すことにあると信します

本來傳染病は第一編に述べし如く、其の急性たると慢性たるとを問はず、又呼吸器病たると消化器病たると皮膚病たるとを論せず、凡て病原體が患者より直接に、又は他物に媒介せられ

て間接にも傳染するので甚だ恐るべきものであります、然るに理髮従業者は多數の人に接觸するのみならず、其の器具及一切の使用品は多數の人に對して使用せらるるのであるから、傳染病の病毒を他に媒介するの機會は頗る多いのであります、此危険を防ぐ爲めに消毒が必要になつて來るので、取締規則の制定せられたのも實に此消毒を完全にして、營業上より來るべき病毒の傳播を豫防するの趣旨と解釋せらるるので有ります

第二節 規則の形式

我が日本の國法には法律、勅令、省令、閣令、廳府縣令等の區別があります、法律は帝國議會の協賛を経て天皇の裁可公布せらるる國家の命令で、勅令は天皇の發せらるる國家の命令であります、省令は各省大臣、閣令は内閣總理大臣の發するもの

て、廳府縣令は北海道廳長官警視總監又は府縣知事の發する命令であります、而して理髮營業取締規則は明治三十四年三月發布された警視廳令で、其の後大正二年一月一部分改正になつて居ります

第三節 規則の效力

警視廳令たる理髮營業取締規則は日本全國に其效力を有するものでありませぬ、警視廳官制(明治三十九年四月勅令第七九號)で警視總監の職務權限は東京府下に於てのみ行はるることを定めて居ります、警視總監は此官制に依て職務を執る權限があるのであるから、其の以外に亘つて職權がありません、職權がなければ命令の效力が無いのは當然のことであります、故に理髮營業取締規則は東京府下全般にだけ效力があります、規則の效力とは人民を支

配するの力を云ふのであります、人民が守らねばならぬと云ふ意味であります、故に東京府下に於て理髮の營業を爲さんとするものは、男女の別なく又内國人たると外國人たるとを問はず、誰ても此規則に従はねばならぬのであります、昔は外國人に對しては我國の法律を適用せぬこともありましたが、條約改正後の今日では外國人でも、内國人同様、規則の支配を受くることになつて居ります

第二章 營業

第一節 營業の意義

營業の説明を爲すに學者は種々の言葉を用ゐて居るが、先づ普通一般の考よりすれば、營業とは營利の目的を以て永續的に

世間一般と取引する公認された獨立の行爲を云ふのであります、取引を公認された行爲であるから無論法律の禁止せぬ事柄でなければなりません、營利を目的とするのであるから、利益を見ずして道樂にするのは營業でありませぬ、又利益を目的としても、永續的にするのでなく、單に一時に止まるものは營業でありませぬ、獨立行爲でなければ營業と云はれぬ故、人に使役せらるる職人、徒弟等の如きは營業でありませぬ、之れは職業と云ふのであります

第二節 理髮營業の意義

一般營業とは何を云ふかは前節に述べましたが、營業にも種類があります、然らば理髮營業とは如何なることを云ふのであるか、それは理髮營業取締規則(以下に略して單に取締規則と記す)第一條に明に

定めて居ります、同條には

理髮營業ト稱スルハ店舗ヲ構フルト否トニ拘ラス剪髮又は結髮ヲ爲ス營業ヲ謂フ、と書いてあります、故に(一)營業として剪髮又は結髮を爲すのは理髮營業と云ふのであります、(二)店舗を構へても構へぬでもそれは問題になりませぬ、(三)營業として剪髮するか又は結髮するのを云ふのであるから、營利の目的でなく、金錢を取らずに剪髮をしても結髮をしても理髮營業とは云はれませぬ、(四)偶然人に依頼されて剪髮又は結髮をして金錢を取つても營業でありませぬ、金錢を取つて永續してやれば始めて營業となるのであります、(五)弟子、雇人、助手等は營業でありませぬ、之は人に使はるるもので獨立してやるので無いからであります、(六)剪髮は云ふ迄もなく髮を剪ることを云ふのであ

るが、剃ることも剪髪の一方法であります、剃るのが理髪営業
で無いと思ふのは間違であります、理髪営業の如何なるものな
るやは右申述べた通りでありますから、営業てなしに剪髪又は
結髪を爲すものは、取締規則を守らぬても咎を受くる理由はあ
りませぬ、規則は如此ものを支配せぬのであります、例へば申
合を爲して剪髪又は結髪を爲すものもありますが、それは取締
規則の支配を受けぬのであります、然しながら將來彼の部落又
は青年團體等に於て盛に申合の剪髪が流行する様になれば、目
下營業者を取締ると同一の理由に依り規則を以て取締る様にな
るかも知れぬと思ひます

三

第三節 開業及廢業

一 開業の手續

イ 營業開始の前に警察官署に届出ねばなりません、營業を
始めて後に届出を爲すは規則違反になります、營業を始め
る前に届出するのであるから、明日より始むることを今日
届出て、もしもよく、今日の午後より始むるならば午前中に届
出づればよいのである

ロ 警察官署と規則にあるのは、警察署と警察分署を併せて
云ふのであります

ハ 營業所の土地を管轄する警察官署に届出べきものであり
ます、警察署及警察分署は皆土地の管轄區域があります、
其の管轄に従つて届出ねばならぬ

ニ 店舗を構ふるものは店舗のある土地を管轄する警察官署
に届出べきもので、住所地を管轄する警察官署に届出べき

ものでありませぬ

ホ 然しながら店舗の無い營業者は住所地を管轄する警察官署に届出べきものであります

二 開業届に記載すべき事項

イ 開業届には住所、氏名、店舗の所在地を記載せねばなりません

ロ 店舗なき營業者は單に住所と氏名とを記載すればよいのである

届書の式は第一號様式に示してあります

三 開業届出義務者

イ 開業届は無論營業者本人よりすべきものであります、子が營業者たる場合に親より届出を爲すべきものでなく、妻

が營業するに夫より届出を爲す様なことはありません、凡て本人からせねばなりません

四 營業は出願するに及ばぬ

イ 理髮營業は警察官署へ届出るを以て足るので、願出で許可を受くるものでありませぬ、届出さへすれば誰でも自由に出来る營業であります

ロ 故に規則に定めた事柄を記載して届書を差出せば警察官署は之を拒むことが出来ませぬ

五 何故に開業届出を要するか

規則は何故に警察官署に營業開始の届出をせよと規定したかを考へて見るに、營業者が規則の通り消毒をして居るか、又は被服、被布、椅子其の他一切の使用品が清潔であるか、又は規

則に禁じて居る病人に従業せしめ居らぬか等、營業者が規則を守つて居るか否やのことは警察官吏に於て臨検視察すべきことになつて居るのであるが、若し開業の届出なき場合は警察官吏は之を知らずに居る場合無しとも限らぬ、又責任者は誰であるかが届出に依つて明になるから、責任を論ずる場合にも便宜である故届出の規定を設けたものと思はれます

六 警察官署に對して届出つるのみでなく、郡役所又は區役所にも開業届出をせねばならぬとの規則は別にあります、それは後の第三編に述べてあります

七 廢業の手續

イ 廢業したならば、五日以内に届出ねばなりません

ロ 届出は、店舗あるものは店舗所在地を管轄する警察官署

に爲すべきで、店舗なきものは住所地を管轄する警察官署に爲すべきは、開業の場合と異なることがあります

ハ 廢業届は、廢業したる後に届出づべきもの故、明日廢業するからとて今日届出る譯に参りませぬ、之れは開業の場合と異なる處であります、届書の式は第二號様式にあります

八 廢業届出義務者

イ 廢業届は營業者本人より爲すべきものであります

ロ 他人は誰でも届出の義務はありません、之れ等の事は開業の届出と同一であります、廢業も郡、區役所に出届ねばならぬ、第三編に述べてあります

九 住所氏名及店舗の異動届出手續

イ 住所を變更したとき

□ 氏名を變更したとき

ハ 店舗を變更したとき

此三個の場合は、其の變更のあつた五日以内に警察官署に届出ねばなりません、其の届出先は一の開業の手續ハニホに述べた處と同じであります、届書の式は第三號第四號第五號様式にあります

右の異動あつたときは郡、區役所にも届出ねばなりません、第三編に説明してあります

第四節 雇人、助手、徒弟

雇人とは有給のものも無給のものもあります、助手は營業の手助をするので、之れには家族でも寄食者でも、苟も業務を補助するものは全部含まるのであります、徒弟とは通俗に弟子

と云ふのであります

一 營業者は雇人、助手、徒弟等を置いて業務に就かしむる場合は警察官署に届出ねばなりません

二 規則には業務に従事せしむるときは届出べしとかるから、従業せしむる前に届出をするか、又は従業せしむると同時に届出ねばならぬと解釋するの外ありません

三 若し雇人、助手、徒弟等に異動のあつたとき、即ち之れ等の者が死亡逃走するが又は解雇するか、若は其の他の事由に依つて業務に従事せぬことになつたならば、矢張警察官署に届出ねばなりません、此場合には何日間に届出をせよと、規則に明記せぬは欠點かと思はれますが、然し其の異動があつてから、一年二年の後に届出づればはよいと解釋されませぬ

から、直に届出ねばならぬものと思はれます、蓋し此の解釋は正當と信ずるのであります

四 右の異動届は營業者よりすべきもので、雇人、助手、徒弟たるべき従業者よりするものでありませぬ

五 届出の警察官署は營業者の屬する官署たるは勿論であります

雇人、助手、徒弟届及其の異動届の書式は第六號第七號第八號様式にあります

役所又は區役所には右の氏名を届出るに及びませぬ

第五節 従業禁止

一 病氣に依り理髮の業務に従事されぬ者があります、其の病氣は

イ 肺結核

ロ 癩痢病

ハ 皮膚疾患

の三種であります、此三種の病氣の一つに罹れば従業出来ぬことになつて居ります、之れは營業者でも雇人でも助手でも徒弟でも皆同じであります、然し病氣が全快すれば従業することが出来るのは勿論でありますから、全治の見込あるものは一時休業すれば差支ない譯であります、又營業者が右三種中の疾患に罹りし場合に廢業せねばならぬかと云ふに、決してそれに及ばぬのであります、營業者は自身に従業せずとも營業が出来るのであります、即ち雇人助手徒弟等を使用して營業するに差支ないのでありますから、廢業せずとも規則違犯になりませぬ、但

し自身に従業すれば規則違反になるのは前説明する通りであります、營業者は自身手を下して業務に従事せずとも、營業上の全責任は無論免れることが出来ませぬ、其の事は取締規則の第十條に明記してあります、

從業が出来ざる場合にも營業が出来ると云ふことは、第二章第一節營業の意義を説明した處を参照し、而して從業とは實際に手を下して剪髪又は結髪を爲す又は之を補助するものであることを會得すれば別に不思議のないことと信じます

二 何故に三種の疾患者の從業を禁ぜしか

肺結核と皮膚疾患に關しては前に説明せる如く傳染病であるから、客に傳染してはならぬ故禁止されたので、癩病は刀物を以て客に接する業體であるから、危険であると云ふ理由に基

くものと思ふのであります、俄に癩病が發して鼻や耳を落さるる位でも大變であるのに命を落さるる様なことがなつては全くの大變であります

第三章 組合

一 組合必要の理由

凡そ何れの營業でも同業者が申合をして組合を作るのは、不法の競争を避けて營業上の便利を得、營業の發達に資するのであります、理髮營業に於ても各自勝手なる營業方法を立て、競争したならば、同業者間の和親を欠くばかりでなく、競争の結果は料金を低減する、従つて營業困難となる金錢を要する消毒もやらぬ様になるのである、之に反し組合規約でもあるならば

不法な競争はせず済む、悪るいものがあれば互に通知して警戒する、利便となるものは通知すると云ふ様に段々營業の發達も圖ることも出来れば、要らざる心配はせず済むのである、規則が無ければ困る場合もあるが、規則よりも一同か申合を爲した規約は却つてよく行はるるものであるから、完全なる組合を作るのが消毒上にも必要の事と信ずるのであります

二 組合の組織

規則では組合を組織すると否とは營業者の自由に任してあるとは云ふものゝ、當局者は組合の組織を希望して居ることは明である、然らざれば組合に關する規定を設くる必要が無いのであります

一 組合の區域も任意になつて居ります、故に東京府下全體の

營業者は一つの組合を組織してもよければ、各町村各區毎に
つ宛を組織しても差支ないのであります

二 只組合を組織したならば、組合の代表者と組合規約を定め
て、警視廳に届出てねばなりません

三 其届出を爲すには、組合事務所の所在地を管轄する警察官
署を経て差出すべきものであります

四 組合規約を変更するか、又は組合の代表者を變更したると
きは前同様届出を要するのである

五 警親廳が組合規約と組合代表者の届出を受けたる時に、其
の規約は宜しくないとか又は代表者が適當の者で無いとかと
思へば變更を命ずることがあります、規則に「警視廳ニ於テ必
要ト認ムルトキハ變更ヲ命スルコトアルヘシ」とあるのは、

即ち此意味に解釋せらるゝのであります

六 若し此警視廳の命令に従はぬ場合には組合員は處罰せらるゝことゝなります

七 又組合を組織しても其規約と代表者の届出を爲さぬ場合には組合員は矢張處罰さるゝのであります

八 然らば組合規約には如何なる事柄を規定するかと云ふに、其の事は規則に掲げてありませぬ故、組合員の任意の申合に依るのであります、不都合なことは定められぬと思はれます、不都合と云ひば

イ 新規に營業する者を妨害すること

ロ 新規營業者より特別の出金を爲さしむること

ハ 組合の承認を得ねば營業することが出来ぬと定むること

ニ 營業所の移轉に對して前同様の規程を設くること

ホ 規則を守らぬこと

ヘ 組合費用の徴收方法不當又は不公平のこと

ト 其他類似の事柄や、營業の發達を妨ぐる如き事は、申合せが出来ぬかと思はれます

第四章 清潔方法及消毒

第一節 清潔方法

一 被服の清潔 従業者は誰でも従業中は清潔なる被服を着用せねばなりません、清潔を保持するは白色布を以て作れる被服を着用するに限ります、若し汚れたる被服を着用すれば規則違反になります、元來微菌は不潔なる物體には長く生きて

居るのみならず繁殖するから危険であります

六

二 被服、被布、手拭、頸巻の類は常に清潔に洗濯せねばなりません、之等のものは客に觸るゝのでありますから、不潔にして置くのは前項に説明したと同じ危険があるのであります。常に清潔に洗濯せねば規則違反になるから、何時でも清潔になつて居らねばなりません、誰が見ても清潔であると思ふ様でなければ處罰を免るゝことは出来ぬと思ひます

三 店舗内、流し場及客に供用する椅子、手水鉢其の他の器具は常に清潔に掃除せねばなりません、店舗内に塵芥又は毛髪の類が散亂し、流し場に水埃が積んで居るとか、椅子や手水鉢其の外の諸道具の汚れて居るのは、皆規則違反になります

第二節 消毒

消毒は之を二種に區別して観ることが出来ます、其の一は皮膚に疾患なき客の理髪を了る毎にするので、他の一は皮膚に疾患ある客に接したときする消毒方法であります

一 皮膚に疾患なき客の理髪を了はりしときは理髪従業者は一客毎に

イ 石鹼を以て手を洗淨せねばならぬのみならず

ロ 左の薬品中の一を以て使用の器具を洗滌せねばなりません

ぬ

1、フオルマリン液

2、石炭酸水

3、炭酸曹達液

若し一人の客の理髪を了りて、次の客の理髪に従事する場合

に、手を石鹼で洗はぬか又は先の客の理髪に使用せし器具を薬品で洗滌せずに、次の客に使用すれば規則違反になります。規則が如此規程を設けたのは、病毒は目に見えぬもの故、何の疾患なしと思はるる人でも、如何なる病毒を有つて居らぬとも限られぬ故、消毒をする様に定めたこと、信じます、薬品のごことは第一編第四章に述べてあります

二 皮膚に疾患ある客に接したるときは其の従業者は

イ 前項に述べたる薬品中の一を以て其の手を洗淨し

ロ 左の方法中の一に依つて其の器具及被服、被布、手拭、頸巻の類を消毒せねばなりません

1、フオルムアルデヒツト「瓦斯消毒法

2、蒸汽消毒法

3、煮沸消毒法

4、フオルマリン液又は石炭酸水中に二十分間以上浸漬すること

此消毒法は皮膚疾患は多く傳染病であるから、一層嚴重に消毒せねば危険であるとの理由に依り定められたものであります。此消毒方法の詳細なることは第一編第四章に述べてあります

第五章 當該官吏の検査

當該官吏とは取締の任にある官吏を云ふのであります。現行の官制では警視、警部、警部補、巡查を含むのであります。營業者は之れ等の官吏が、店舗内を検査せんとするときは拒むとは出来ませぬ、店舗内の検査とは店舗にある一切の器具使用品

及従業者の検査を包含するのであります、従業者が肺結核、癩病又は皮膚疾患に罹り居らざるやを検査することが出来るのであります、若し此検査を拒めば處罰する規定になつて居ります、故に營業者は如何なる場合でも検査に應ぜねばなりません

第六章 處罰

- 取締規則の第九條と第十條に處罰の明文を掲げてあります、之れに依れば次の場合には皆科料の處分を受くることになり、科料は拾錢以上貳拾圓未滿であることが刑法第七條に定めてあります故、其の範圍内で處分さるゝ譯であります
- 一 營業開始前に届出を爲さざるとき
 - 二 住所、氏名及店舗に異動を生ずるも五日以内に届出を爲さ

とるとき

- 三 廢業して五日以内に届出を爲さざるとき
- 四 營業者が雇人、助手、徒弟等をして業務に従事せしむるも届出を爲さざるとき
- 五 雇人、助手、徒弟等に異動を生ずるも直に届出を爲さざるとき
- 六 組合を設けたるに拘らず規約及代表者の届出を爲さざるとき
- 七 組合規約及代表者の變更を命ぜられ其の命に従はざるとき
- 八 肺結核、癩病又は皮膚に疾患ある者従業したるとき
- 九 執業中不潔なる被服を著用したるとき
- 一〇 一客の理髪を了る毎に石鹼又は薬品を以て其の手を洗淨

せよるとき

- 一 一客の理髪を了る毎に薬品を以て其の器具を洗滌せざる
とき(薬品 炭酸水、炭酸曹達液、石)
- 二 皮膚に疾患ある客に接したるとき前項の薬品にて其の手
を洗淨せざる時
- 三 皮膚に疾患ある客に接したる器具被服、被布、手拭頸卷
の類を消毒せざる時(消毒法 法、蒸気消毒法、煮沸消毒法、瓦斯消毒
法、マリン液又は石炭酸水に十分間以上浸漬すること)
- 四 被服被布、手拭、頸卷の類不潔なるとき
- 五 店舗内、流し場、椅子、手水鉢其の他の器具を清潔に掃
除せざる時
- 六 當該官吏の検査を拒みたる時

右に該當する場合は營業者は處分さるゝのであります、雇人、
助手、徒弟等が爲したときも營業者の責任であります、その
ことは取締規則の第十條に明記してあるから、雇人、助手、徒
弟等は規則に違犯しても處分されぬ譯であります

第一號樣式(スコレデア警察ヘ出)

理髮營業届

住所 郡(區)町(村) 番地
店舖 同前

ラ女髮結ナ(女髮結)ト記
ハ此ニ

何之某

年 月 日生

右肩書地ニ於テ理髮營業仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々警察署(分署) 御中

第二號樣式(コレハ警察ヘ出ス)

理髮廢業届

住所 郡(區)町(村) 番地
店舖 同前

何之某

右理髮廢業仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々警察署(分署) 御中

第二編 理髮營業取締規則驛義 届書例

第三號樣式(コレハ警察)

住所變更届

右新住所へ移轉ニ付及御届候也
大正 年 月 日
舊住所 郡(區)町(村) 番地
新住所 郡(區)町(村) 番地
理髮營業者 何 之 某

何々警察署(分署) 御中

右 何 之 某印

第四號樣式(コレハ警察へノ届)

氏名變更届

住所 郡(區)町(村) 番地
理髮營業者
舊氏名 何 之 某
新氏名 何 之 某
右之通り改名改姓仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

何々警察署(分署) 御中

(新氏名) 何 之 某印

第五號樣式(コレハ警察ヘノ届)

店舖變更届

舊店舖 郡(區)町(村) 番地
新店舖 郡(區)町(村) 番地
理髮營業 何 之 某

右之通り店舖移轉ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何 之 某印

何々警察署(分署) 御中

第六號樣式(コレハ警察ヘノ届)

雇人(助手、徒弟)届

本籍縣郡(市區)町(村) 番地平民誰何男
雇人(助手又徒弟) 何 之 某
年 月 日 生

右理髮ニ從業セシメ候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

郡(區)町(村) 番地
理髮營業 何 之 某印

何々警察署(分署) 御中

第二編 理髮營業取締規則釋義 届書例

第七號様式(コレハ警察ヘノ届)

雇人(助手徒弟)従業廢止届

雇人(助手徒弟) 何之 某

右従業廢止セシメ候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

郡(區)町(村) 番地

理髮營業 何之 某印

何々警察署(分署) 御中

第八號様式(コレハ警察ヘノ届)

雇人(助手徒弟)改名届

雇人(助手徒弟) 何之 某

右改氏(名) 何之 某

右改氏(名)ニ付及御届候也

大正 年 月 日

郡(區)町(村) 番地

理髮營業 何之 某印

何々警察署(分署) 御中

第三編 東京府税取締規則釋義

東京府税取締規則中理髮營業に關係ある部分だけを説明することと致します

一 開届業

- イ 理髮營業者は營業開始の日より五日以内に郡部は郡役所、市部は區役所に届出ねばなりません
- ロ 尙市部に於ては鑑札を受くるのであります、鑑札は區役所で届書を調査した上下付する手續になつて居ります
- ハ 郡役所へ出すべき届書は町村役場に持参して行けばよろしい、郡役所まで行くことはありません
- ニ 届書には營業者自身を除き其他の従業者の数を記載するの

であります

ホ 届書には住所を書かねばならぬ、住所と營業する場所と異なるときは營業の場所を書かねばならぬ

ヘ 市部には一等、二等、三等と云ふ様に等級がある故、市部の營業者は自分の見込等級を記載せねばなりません

二 異動届

營業者は營業中次の届出をせねばなりません、届出る先は開業のときと同じであります

- イ 氏名を改め又は家督相續をしたとき
- ロ 住居が變はつたとき
- ハ 營業の場所が變はつたとき

ニ 鑑札を毀はしたとき

ホ 鑑札を失ふたとき

ヘ 鑑札の文字が見へぬ様になつたとき

ト 等級が變はつたとき市部では従業する者を多く使用すれば等級が變はります

チ 従業者が増加するか又は減少したときこれは郡部でも同じであります

届書の式は第三號に示してあります

三 廢業届

營業を廢止すれば開業のときと同じ様に届出ねばなりません、市部では鑑札を區役所に返納するのであります
届書の式は第二號様式に示してあります

四 罰 則

營業者は次の場合に處分されることになつて居るから注意せねばなりません

一 前に述べた届出をせぬときは一圓以上二十圓未満の科料をとられます

ロ 虚偽の届出を爲せば五十圓以下の罰金か五圓以上の科料をとられます

ハ 府廳又は郡役所、市役所、區役所、町村役場吏員の検査を拒めば、五十圓以下の罰金又は五圓以上の科料をとらるゝことがあります

第一號様式ノ一

理髮營業届

何人立

住所 郡町(村) 番地

何之某

右肩書地ニ於テ理髮營業仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々郡役所 御中

(コレハ郡部ニテ營業スルトキノ届デアリマス住所ト店
舗ノアル處ト異レハ住所ノ次ニ店舗ヲ書ケハヨロシイ)

第一號様式ノ二

理髮營業届

住所 區 町 番地

店 舗 區 町 番地

何等理髮營業 何之某

何人立

右之通り理髮營業仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々區役所 御中

(コレハ市部テ營業スルトキノ届デアリマス
ス從業者ノコトハ郡部ト同シデアリマス)

第三編 東京府稅取締規則釋義

第二號様式

廢業届

住所 何々

理髮營業人

右廢業仕候ニ付及御届候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々郡(區)役所 御中

(コレハ郡部テモ市部
テモ同シテアリマス)

店舗異動届ハ警察へ出スノ宛ヲ變へレハヨロシイカラ書式
ハ略シマス

第三號様式

鑑札再下付届

住所 區 町 番地

何等理髮營業人 何之某

右年 月 日何々ノ爲メ鑑札亡失ニ付再下付相成度此段及御届
候也

大正 年 月 日

右

何之某印

何々區役所 御中

(凡テ鑑札ノ再下付チシテモロウトキハ右ニ準シテカケ
ハヨロシイカラ其他ノ場合ノコトハ書式ヲ出シマセヌ)

第三編 東京府稅取締規則釋義

第四編 拘留科料の處分及救濟手續

第一章 總說

拘留、科料は刑罰であるから本來裁判所に於て處分すべきもので、裁判所構成法第十六條ノ一に拘留又は科料に該る罪は區裁判所が裁判すると定めてあります、故に拘留、科料に該る犯罪を區裁判の檢事が知れば其裁判所に起訴して裁判所が言渡をするると云ふことになつて居ります、併しながら拘留、科料に該る罪は罪の中でも最も輕きもので、犯罪の事實も判明し易しきものであるのみならず僅かの事で、態々被告人が裁判所に呼出さるるのも迷惑であり、裁判所も仕事が多くなつて人を増さねばならぬ始末になるから、裁判をする前に警察官署で處分をする、

若し警察の處分に不服ならば正式に裁判をすると云ふ法律を設けてあります、此警察の處分を即決處分と名づけてあります、本編には此即決處分に付て大要を述ぶる積りてあります

第二章 拘留科料の即決處分官廳

一 明治十八年九月二十四日布告第三十一號違警罪即決例と云ふ法律は、拘留、科料に該る罪の即決處分の手續を定めてあります、此法律に依つて即決處分と云ふのが行はれて居るのであります、違警罪と云ふは舊刑法の罪の名前で舊刑法では罪を重罪、輕罪、違警罪と定めて違警罪は拘留、科料の刑に該る罪を指したのであります、現在行はれて居る新刑法では違警罪と云ふ罪の名はありませぬが、明治四十一年三月二十七日法律第二

十九號刑法施行法の第三十一條に拘留又は科料に該る罪は他の法律の適用に付ては舊刑法の違警罪と看做すとありますから、違警罪即決例は新刑法施行後も矢張りはれて居ります

三 違警罪即決例第一條に、警察署長及分署長又は其代理たる官吏は其管轄内に於て犯したる違警罪を即決すべしとあるから、拘留、科料に該る罪は次の官吏に依つて處分さるゝのである

イ 警察署長

ロ 警察分署長

ハ 警察署長及分署長の代理たる官吏

此の三つの官吏の外に即決處分の出来るものはありませぬ、警視總監は警察署長、分署長よりは上官であります、即決處分の権限がありませぬ、警部、警部補又は巡査は其の署長分署

長の代理として即決處分をすることが出来ます

二 右の官吏は即決處分をするには其警察署又は分署の管轄内に於て犯された事件のみに付て出来るので、他の警察署又は分署の管轄に於て犯した罪に付て處分することが出来ませぬ、京橋警察署長は品川警察署の管内で犯された罪を處分することが出来ず、本署長は分署の管内に於て犯された罪を處分することは出来ませぬと同様に、分署長も本署の管内に於て犯した罪に付て處分が出来ませぬ

三 右の様に自分の警察の管内に於て犯した事件でなければ處分が出来ぬが、其の犯人は何處に住居して居ても、又住所がなくとも處分する権限に關係を持ちませぬ故に、甲の警察署管内に住して居る人が、乙の警察署管内に来て拘留又は科料に該る

罪を犯せば、乙の警察署長が即決處分をするのであります

第三章 即決處分手續

一 即決處分に對席處分と缺席處分とあります、對席處分は被告人を呼出して之れに言渡をするので、缺席處分は被告人を呼出さずに書面を以て言渡をするのであります

二 對席處分

對席處分をするには被告人の陳述を聴き證據を取調べて直に口頭を以て言渡をするのであります、即決處分は裁判でありませぬから辯護士を付する譯に參へりませぬ、代理人に對して言渡をすることが出来ませぬ、裁判には代理人を認めて之れに言渡をすることもありますが、違警罪即決處分には代理人のこと

を認めて居りませぬ、本人を處分官吏の面前に呼出して言渡をする外は缺席處分てあります

三 缺席處分

即決處分は被告人を呼出して對席處分をするとも又は呼出さずに處分をするとも、處分する官吏の自由であります、故に被告人が呼出に應ぜざるときは勿論、初より呼出を爲さずに缺席のまゝ處分することが出来るのであります

此缺席處分を爲したときは其言渡書を作り之を直接本人に送達するか又は本人の住所に送達するのであります、故に本人が住所に居らずに他所に居ると又途中にあるとを問はず、凡て本人の在る所に於て送達が出来ます

四 即決言渡書には被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所、

犯罪の場所、年月日時、罪名、刑名、刑期及び正式の裁判を請求することを得べき期限並に其言渡を爲したる警察官署、年月日、警察官の氏名を記載することになつて居ります

六

第四章 保證金及留置竝に換刑

一 假納金

科料の言渡を爲したるときに處分官吏に於て必要と認めれば、言渡した科料の金額を假納せしむることが出來ます、假納と云ふのは假に警察官署が預るのであります、本來即決の言渡を爲したからとて直に確定するものでありませぬ、對席のときは三日缺席のときは五日を経過せねば確定に至りませぬ、言渡が確定せねば科料を取る譯に参りませぬ故、其金額を假に納めさし

て預るのであります

若し其假納の言渡を受けても納めぬときは一圓を一日に折算して警察に留置されます、即ち二圓の金なれば二日、參圓なれば三日と云ふ譯になります、若しも金額が一圓に満たぬときは一圓の勘定に入れるのであります

二 保證金

拘留の言渡を爲したるときは處分官吏に於て必要と見れば、一日を一圓に折算して其の拘留期間に相當する保證金の差出を命ずることがあります、故に拘留五日の言渡なれば五圓十二日の拘留なれば十二圓の保證金を出せと命ずるのであります、若し此保證金を出さぬ場合は言渡確定まで留置されます、併し拘留期は二日とか三日とかであれば言渡が確定せずとも警察

100
は留置を解かねばなりません。言渡をした拘留の日数よりも多く留置することが出来ぬのであります。

保証金の差出を命ぜられて出さぬ場合に、留置されるのは之を保証留置とも云ふべきもので、拘留刑の執行でありませぬ、假納金を出さぬ爲めに留置される場合も同様であります。一旦留置された後でも、言渡確定前ならば金を納めさいすれば留置を解くことになつて居ります。若し二日目に金を納むるとすれば、保証金なり假納金なりの總額より二圓を差引きする割合で出せばよろしいのであります。

世間には拘留の言渡をされた保証金を出さぬ爲めに、直ぐ留置されるので、其時から拘留處分を受けて居るのだと思ふ爲めに、従て保証金を出すことが出来ても、納めずに過ぎる人は大

分ある様に思はれます

三 換 刑

換刑のことは刑法第十八條に定めてあります。拘留を科料に換へることはありませぬ、科料を納めぬ場合に換刑されるのであります。即ち科料の言渡が確定して後十日を経過しても納めぬときは、勞役場に留置されます。其留置期間は最初科料の言渡をすると同時に若し此科料を納めぬときは、何日間勞役場に留置すると言渡するのであります。此留置期間は言渡をする官吏の見込で定めるので五拾錢の科料を言渡して納めねば五日間留置すると言渡すことも出来れば、十圓の科料を言渡して納めねば二日間留置すると言渡してもよいのであります。併し科料を納めたときの留置期間は一日以上三十日以下と、刑法

第十八條に定められてあるから、半日の留置を言渡すことも出来ず、三十日以上留置を言渡すことも出来ませぬ

第五章 救済方法

正式の裁判でも不服なれば、控訴上告の途が開けてあります、即決処分は裁判にあらざることが前申述ぶる通りであります、無論、不服を申立つる方法があります、それは正式裁判を請求するのであります

一 正式裁判の請求期間

即決処分の言渡に不服なれば、言渡の確定せぬ間ならば、何時でも正式の裁判を請求することが出来ます、即決処分の言渡が確定するには、對席言渡の場合と缺席言渡の場合とで、期

間が異つて居ります

イ 對席で言渡されたときは三日間て

□ 缺席で言渡されたときは言渡書の送達があつてから五日間てあります

右の日限を計算するには初日を入れませぬから、對席の場合には言渡された日から四日目の午後十二時で確定するし、缺席の場合には言渡書の送達された日から六日目の午後十二時で確定するのであります、故に對席の場合には四日目の午後十二時前迄は正式の裁判を請求することが出来て、席缺の場合なれば、言渡書送達から六日目の午後十二時前迄は、正式裁判を仰ぐことが出来ます、このことは料金を言渡されたときでも拘留を言渡されたときも同じで、又料金の假納せぬ爲に留置された場合

でも、拘留保證金を出さぬ爲に留置された場合でも、決して異なるものでありませぬ

二 正式裁判請求の方法

正式裁判を請求するには、正式裁判請求申立書を、言渡を爲した警察官署に差出すのであります、其書式は末尾に示してあります

イ 正式裁判請求申立書には單に不服だから、正式の裁判をしてくれと書けばよろしいので、不服の理由を書くに及びませぬ、それは理由を書けとの規定が無いからであります

ロ 右の申立書は區裁判所判事宛に認めて警察官署に出すべきもので、検事の宛名にしたり、警察官署の宛名にすれば無効になります、若し間違つた申立書を、警察官署に出して警察

が裁判に回はしてやれば、裁判では無効の申立だからとて裁判致しませぬ、其間に日が過ぎれば、即決言渡が確定して再び申立書を出すことが出来ぬ様になります

ハ 正式裁判請求の申立書には、言渡した警察官署の名と、言渡年月日と、罪名と刑名を掲ぐべきものであります

ニ 正式裁判を請求するには、即決言渡書の謄本を下付して貰ふことが必要であります、缺席言渡ならば言渡書の送達があるから、此必要がありませんが、對席言渡は拘留でも、科料でも口頭で言渡されるのであるから聞き違ひなどがあります、それ故對席のときは言渡書の謄本を警察署に請求するのであります、口頭で請求しても差支ありません、言渡した警察官署は手数料も何も取らずに下付するのであるから、之を正式

裁判請求書に添へて出せば間違ありませぬ

108

三 正式裁判と留置解除

科料金を假納せぬ爲め、又は拘留保證金を納付せざる爲めに留置さるゝことがあるのは前説明の通りであります。此留置された者も亦正式裁判の請求をすることが出来るのも前に説明してあります。處て此留置されたものは正式裁判請求の申立を爲したときは、如何の譯になるかと云ふに、申立書が裁判所に回れば、裁判所から被告人に對して、呼出狀が参へります。其呼出狀は被告人は警察に居るから、警察に送達さるゝのであるが、呼出狀の送達があれば、警察は直に留置を解くべきことになつて居ります。例へば七月一日に呼出狀の送達があつて、裁判所へ七月五日出頭せよと云ふ呼出であつても、警察は送達

されたとき直に留置を解かねばなりません

若し正式裁判請求の申立をせぬならば、已に言渡が確定すべき日數を經過して居ても、呼出狀の送達と同時に警察は留置を解くべきものであります。何ぜんれば正式裁判請求に依つて、即決處分の言渡確定期間は中斷さるゝからであります。日數は經過しても此場合には言渡は確定せぬからであります

四 正式裁判に於ける無罪と留置關係

正式裁判で無罪になることがあります。此の場合には留置された分は、刑を受けたものでありませぬ故、處分を受けぬ人と同一になるのであります。正式裁判で無罪になつたからとて、留置された損害を請求することが出来ませぬ。若し斯の様な事があれば、留置をされた分は只被告人の損になるのであります

第六章 即決處分の刑の執行

一 拘留

言渡が確定すれば、警察官署は何時でも執行に着手することが出来ます。留置中に確定すれば、引續き残る日数を執行します。若し拘留の言渡だけを受けて帰宅されて居るものは、逡巡をして引致させますのが普通であります。

保證金を納めて置いたものは、言渡が確定すると直に出頭して刑を受けねば、保證金は没收されます。其代り拘留刑は遁れま

二 科料

科料の言渡が確定して十日を經過しても完納せぬときは、科

料言渡を受けたとき同時に言渡された通りの日數間、勞役場に留置することになつて居ります。本人が出頭せねば矢張引致されます。科料は分納を許します。

三 拘留及勞役場留置執行の場所

拘留は拘留場に於て執行し、勞役場留置は勞役場に於て執行することになつて居る。拘留場及勞役場は監獄の一種であります。然し警察留置場は拘留場及勞役場に代用することになつて居るから、刑期の短いものは警察留置場に於て執行し、刑期の長いものは監獄にやることになつて居ると聞いて居ります。

正式裁判請求申立書

何府縣(郡)市(町)村 番地平民
戸主某何男

申立人 何 之 某

年 月 日生

大正 年 月 日何警察署ニ於テ何規則第何條違犯トシテ拘留
(科料)何日(圓錢)ノ言渡ヲ受ケタルハ不服ニ付正式裁判相成度此段
申立書ヲ以テ及請求候也

年 月 日

右

何 之 某印

(無印ナ
ラハ)印ニ付押印ス

何々區裁判所
判 事

殿

理髮營業取締規則

明治三十四年三月
警視廳令第十號

(イ)略符ノ大正二年一月警視
廳令第一號ニテ改正ノ分

第一條 本則ニ於テ理髮營業ト稱スルハ店舗ヲ構フルト否トニ
拘ラス剪髮又ハ結髮ヲ爲ス營業ヲ謂フ

第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ住所、氏名及店舗ノ所在
地ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ

前項届出ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ廢業シタルトキハ五日以內
ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條ノ二 營業者ニシテ雇人、助手、徒弟等ヲシテ業務ニ從
事セシムルトキハ其ノ氏名ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ異
動ヲ生シタルトキ亦同シ(五)

理髮營業取締規則

第二條ノ三 營業者ニシテ組合ヲ設ケタルトキハ組合ノ規約及

代表者ヲ定メ組合事務所所在地所轄警察官署ヲ經テ警視廳ニ
届出ベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ(ウ)

警視廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ組合規約又ハ代表者
ノ變更ヲ命スルコトアルベシ

第三條 肺結核、癩癩病又ハ皮膚ニ疾患アル者ハ理髮ノ業務ニ
従事スルコトヲ得ス

第四條 理髮ノ業務ニ従事スル者ハ執業中清潔ナル被服ヲ着用
スベシ

第五條 理髮ノ業務ニ従事スル者ハ一客ノ理髮ヲ了ル毎ニ石鹼
ヲ以テ其ノ手ヲ洗淨シ且左ノ藥品ノ一ヲ以テ其ノ器具ヲ洗滌
スベシ

一 「フオルマリン」液(百分中一分ノ「フオルムア」
ルデヒツド」ヲ含ムモノ)

一 石炭酸水(二十倍)

一 炭酸曹達液(百分中五分ノ炭酸
曹達ヲ含ムモノ)

第六條 理髮ノ業務ニ従事スル者皮膚ニ疾患アル客ニ接シタル
トキハ前條藥品ノ一ヲ以テ其ノ手ヲ洗淨シ且左ノ方法ノ一ニ
依リ其器具ヲ消毒スベシ被服、被布、手拭、頸卷ノ類亦同シ

一 「フオルムアルデヒツド」瓦斯消毒法

一 蒸汽消毒法

一 煮沸消毒法

一 「フオルマリン」液(百分中一分ノ「フオル」
デヒツド」ヲ含ムモノ)

及石炭酸水(二十倍)中ニ二十分間以上浸漬スルコト

第七條 營業ニ使用スル被服、被布、手拭、頸卷ノ類ハ常ニ清

潔ニ洗濯スベシ

第八條 店舗内、流シ場及客ニ供用スル椅子手水鉢其ノ他ノ器具ハ常ニ清潔ニ掃除スベシ

第八條ノ二 當該官吏ニ於テ店舗内ヲ検査セムトスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス(ウ)

第九條 第二條第二條ノ二第二條ノ三第一項第三條乃至第八條ニ違背シ又ハ第二條ノ三第二項ノ命令ニ従ハス若ハ第八條ノ二ノ検査ヲ拒ミタル者ハ科料ニ處ス(ウ)

第十條 雇人、助手若ハ徒弟ニシテ本則ニ違背シタル者アルトキハ前條ノ科料ヲ營業者ニ適用ス

附則

第十一條 現在ノ理髮營業者ハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ第

二條第一項ノ届出ヲ爲スヘシ

東京府稅取締規則 (明治三十三年三月五日) 拔書

第一章 總則

第一條 本則ニ依リ差出スベキ届書ハ左ノ區別ニ依ルベシ

一、船舶検査法ニ依リ検査ヲ受ケタル船舶(中略)及遊船ニ關スル届書ハ(中略)郡區役所ニ差出スヘシ(後略)

二、(前略)船舶検査法ニ該當セサル船舶ニ關スル届書ハ(中略)當廳ニ差出スベシ

三、東京市ニ於ケル遊藝師匠、遊藝稼人相撲、俳優ノ家元頭取若ハ之ニ準スヘキ者ノ爲スベキ届書ハ當廳ニ差出スベシ

四、他府縣ヨリ轉入スル物件ニ關スル届書ハ(中略)郡區役所ニ差出スヘシ

五、前各號ヲ除クノ外ハ營業者營業場若ハ物件ノ移轉ニ係ルモノハ舊所在地營業又ハ物件ニ關係ナキ場合ハ本人ノ住所又ハ滯在地ヲ所轄スル郡區役所ニ差出スヘシ

第二條 本則ニ依リ郡區役所ニ差出スヘキ届書ハ前條ノ例ニ準シ各所屬ノ町村役場ヲ經由スヘシ

第五條 府ハ府税ノ賦課ニ關シ檢稅吏員ヲシテ常ニ家宅ニ臨檢シ又ハ帳簿物件鑑札ノ検査ヲ爲サシムベシ
前項検査ノ際無効鑑札ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收セシムルコトアルベシ

府ハ主務ノ官吏吏員區町村吏員ヲシテ隨時前二項ノ検査又ハ

處分ヲ爲サシムルコトアルベシ

第二章 營業税及雜種税

第六條 營業税(中略)雜種税ノ賦課ヲ受クヘキ營業ニシテ官廳ノ認許ヲ受ケタルモノハ認許其ノ他ハ營業開始ノ日ヨリ五日以内ニ業名及左ノ事項ヲ記載シテ届出ツベシ尙理髮人(市部(中略)ハ鑑札ヲ受クルヲ要ス(後略)

四、理髮人ハ營業者自身ヲ除キ其ノ他ノ從業者數及住所ト營業場ト異ナルモノハ其ノ營業場ノ所在地並課税ヲ受クヘキ等級アルモノハ其ノ等級

第十八條 左ノ場合ニ於テハ第六條第七條ニ準シ其ノ事項及事由ヲ記載シテ届出鑑札又ハ檢印ヲ要スルモノハ書換再渡又ハ再檢印ヲ請フベシ

東京府税取締規則

- 一、改氏名又ハ家督相續ヲ爲シタルトキ
- 二、住居又ハ營業場ヲ轉換シタルトキ
- 三、鑑札又ハ檢印ノ毀損亡失磨滅シ若ハ取付ノ損壞又ハ税金納滞ノ爲鑑札無效トナリタルトキ
- 四、課税上ノ等級ニ變更ヲ來シタルトキ
- 六、從業者ヲ標準トシテ課税ヲ受クヘキ理髮人ノ從業者ニ増減アリタルトキ

第二十二條 廢業又ハ船車ヲ破壞亡失解散シ其ノ他納稅義務消滅(中略)シタルトキ若ハ物件ヲ管外ニ轉セントスルトキハ第六條第七條ニ準シ其ノ事項及事由ヲ記載シ五日以内ニ届出鑑札ハ之ヲ返納シ檢印ハ其ノ部分ヲ切取り届書ヲ差出スカ又ハ消印ヲ受クヘシ 但鑑札又ハ檢印アル部分ヲ亡失シタルトキハ

其事由ヲ申出ヘシ

第二十二條 營業鑑札ハ第一號式、第一號式ノ二(中略)ニ依ル

第六章 罰 則

第三十一條 第六條乃至第十條第十四條乃至第二十條第二十一條(第六項)乃至第二十二條第二十五條乃至第二十八條ノ規定ニ違犯シタル者ハ一圓以上二十圓未満ノ科料ニ處シ虚偽ノ届出ヲ爲シ(中略)第五條ノ検査ニ際シ當該官吏吏員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ又ハ同條ノ検査及處分ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ五圓以上ノ科料ニ處ス

第何號

烙印

三〇

○ 何等理髮人鑑札
東京府
氏名

木製
 縱曲尺一尺
 二寸
 橫曲尺五寸

● 警察犯處罰令

(明治四十一年九月
內務省令第十六號)

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日以下ノ拘留ニ處ス
- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
 - 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ

警察犯處罰令

三

爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

三三

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者

- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シ

タル者

- 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者
- 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採

折シタル者

三六

三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者

三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食

物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者

二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸程シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

三 街路ニ於テ屎尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者

五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ

於テ濫ニ火ヲ焚ク者

六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

七 開業ノ醫師、產婆故ナク病者又ハ妊婦、產婦ノ招キニ應セサル者

八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

九 炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者

十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十二 濫ニ犬其ノ他獸類ヲ嗾シ又ハ驚逸セシメタル者

十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス

但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

103

大正二年四月八日印刷
大正二年四月十三日發行

理髮要論與付

定價金參拾錢

府下豊多摩郡大久保町大字百人町百廿二番地

著作者兼 發行者 長 内 儀 作

印刷者 白 土 幸 力

印刷所 神田區美土代町二丁目一番地
三光堂印刷所



發 兌 元

東京市小石川區
西青柳十一番地

城南衛生學會

350
34

內 小 皮
兒 膚 病
科 科 科

府下淀橋町柏木一二〇

岩田醫院

終

